

外来・在宅ベースアップ評価料（1）に関するお知らせ

当院では、令和8年6月より「外来在宅ベースアップ評価料（1）」を算定しております。

この評価料は、医療従事者の賃上げを通じて、質の高い医療を継続して提供できる体制を維持することを目的として新設されたものです。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。